

「長岡市雇用調整助成金活用促進補助金」 申請要領

新型コロナウイルス感染症の雇用に与える影響を抑えるため、事業者が雇用調整助成金を積極的に活用できるよう、申請に必要な手続き事務を社会保険労務士に委託した際の手数料を補助します。

※この補助金は、雇用調整助成金（国）ではありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵便で提出してください。

※当補助金に係る取扱いについて、長岡市補助金等交付規則及び長岡市雇用調整助成金活用促進補助金交付要綱に定めるほかは、本申請要領によりますので、ご注意ください。

長岡市商工部産業支援課

【対象経費及び助成額】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）の支給申請（当該申請の前に行う休業等実施計画届又は出向等実施計画届等の提出を含む。）に要する費用のうち、社会保険労務士に当該申請事務を委託した場合に要する費用（消費税別）とし、上限は10万円（1回限り）とします。

※当補助金の申請は1回限りですが、雇用調整助成金等の支給申請事務を社会保険労務士に複数回委託する場合、委託料が10万円に達した時点でまとめて申請をすることが可能です。

【対象者】

次の条件をすべて満たす中小企業等が対象となります。

- 1 長岡市内に本社など主たる事業所を有する中小企業者または個人事業主。
- 2 常時雇用する従業員が20人未満の事業所。
- 3 新型コロナウイルスの影響を受け、雇用調整助成金等の申請を行った事業所。
- 4 3の申請を社会保険労務士に委託し、その手数料を支払う事業所。
- 5 社会保険労務士と年間契約している場合は、雇用調整助成金等の申請事務が契約内容に含まれていないこと。
- 6 既に長岡市雇用調整助成金活用支援補助金の交付決定を受けていない事業所。
- 7 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主または法人
 - イ 長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主または法人

【必要書類】 ※申請書の様式は、長岡市のホームページからダウンロードしてください。

1. 長岡市雇用調整助成金活用促進補助金申請書兼請求書（別記様式）
2. 社会保険労務士への支給申請事務の委託に係る領収書の写し
3. 雇用調整助成金等の支給申請書類一式（休業計画届等含む）の写し（次ページ参照）
4. 補助金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳等の写し

【申請期間】

令和2年4月22日(水)～令和3年3月31日(水)

【申請方法】

郵送により提出してください。

宛先：〒940-8501（住所不要） 長岡市商工部産業支援課 行

【問い合わせ】

長岡市商工部（長岡市大手通2-6 長岡市役所大手通庁舎）

TEL 0258-39-2228（産業支援課）

【雇用調整助成金等の支給申請書類の写しについて】

雇用調整助成金等の支給申請書類の写しについては、以下のものを提出してください。

※支給申請書にはハローワーク長岡の受付印が押印されているものを提出してください。

※休業協定書、出勤簿の写し等、申請様式以外の書類は提出不要です。

※令和2年5月19日以降に雇用調整助成金等を申請している場合には、休業等実施計画(変更)届の写しは提出不要です。

	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金
小規模事業主用	①様式新特小第1号 雇用調整助成金支給申請書 ②様式新特小第2号 休業実績一覧表 ③様式新特小第3号 支給要件確認申立書 (雇用調整助成金)	①様式新小第1号 緊急雇用安定助成金支給申請書 ②様式新小第2号 休業実績一覧表 ③様式新小第3号 支給要件確認申立書 (緊急雇用安定助成金)
中小企業・大企業用	①様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 ②様式新特第6号 支給要件確認申立書(雇用調整助成金) ③様式新特第7号または10号 雇用調整助成金(休業等)支給申請書 ④様式新特第8号または11号 雇用調整助成金助成額算定書 ⑤様式新特第9号 休業・教育訓練実績一覧表	①様式新第1号(2) 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 ②様式新第2号(1) 緊急雇用安定助成金支給申請書 ③様式新第2号(2) 緊急雇用安定助成金助成額算定書 ④様式新第2号(3) 休業実績一覧表 ⑤様式新第3号 支給要件確認申立書(緊急雇用安定助成金)

※中小企業・大企業用の申請様式を使用されている場合、常時雇用する人数を確認することができないため、常時雇用する人数が確認できる社員名簿等を提出いただきますようお願いいたします。

常時雇用する人数・・・2か月を超えて使用され、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の従業員数と概ね同等の者(パート、アルバイトであっても、上記に該当する場合には、常時雇用する従業員に含む。)

【申請までに必要な手続き】

